

告 示

埼玉県告示第二百六十号

埼玉県議会令和四年二月定例会において議決された令和四年度埼玉県一般会計予算並びに令和四年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

令和4年度埼玉県一般会計予算

令和4年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,228,459,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	801,800,000
	1 県 民 税	317,675,000
	2 事 業 税	172,707,000
	3 地 方 消 費 税	141,594,000
	4 不 動 産 取 得 税	17,754,000
	5 県 た ば こ 税	7,679,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,149,000
	7 軽 油 引 取 税	51,252,858
	8 自 動 車 税	90,964,000
	9 鉱 区 税	4,822
	10 狩 猟 税	19,320
	11 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		297,149,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	297,149,000

3 地 方 譲 与 税		131,438,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	127,304,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,162,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	87,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	748,000
	5 地 方 道 路 譲 与 税	530
	6 森 林 環 境 譲 与 税	136,470
4 地 方 特 例 交 付 金		5,582,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	5,582,000
5 地 方 交 付 税		249,225,000
	1 地 方 交 付 税	249,225,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,479,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,479,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,423,717
	1 分 担 金	183,937
	2 負 担 金	2,239,780

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		26,585,809
	1 使用料	15,436,690
	2 手数料	11,149,119
9 国庫支出金		350,505,908
	1 国庫負担金	117,967,790
	2 国庫補助金	226,566,723
	3 委託金	5,971,395
10 財産収入		14,721,245
	1 財産運用収入	5,836,462
	2 財産売却収入	8,884,783
11 寄附金		124,262
	1 寄附金	124,262
12 繰入金		106,029,224
	1 特別会計繰入金	849,299
	2 基金繰入金	105,179,925
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

14 諸	収	入		40,767,835						
	1	延滞金、加算金及び過料等		1,876,800						
	2	預	金	利	子	2,100				
	3	貸	付	金	元	利	収	入	2,051,064	
	4	受	託	事	業	収	入	3,112,819		
	5	収	益	事	業	収	入	14,509,983		
	6	利	子	割	精	算	金	収	入	1,000
	7	雑						入	19,214,069	
15 県								債	200,128,000	
	1	県						債	200,128,000	
		歳						入		
								合		
								計	2,228,459,000	

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,162,464
	1 議 会 費	3,162,464
2 総 務 費		91,436,722
	1 総 務 管 理 費	23,966,949
	2 企 画 費	7,620,992
	3 県 民 費	10,119,916
	4 環 境 費	8,694,953
	5 徴 税 費	27,963,644
	6 市 町 村 振 興 費	4,858,727
	7 選 挙 費	3,896,723
	8 防 災 費	3,083,683
	9 統 計 調 査 費	645,617
	10 人 事 委 員 会 費	292,612
11 監 査 委 員 費	292,906	
3 民 生 費		426,397,467
	1 社 会 福 祉 費	308,867,494

	2 児 童 福 祉 費	105,369,475
	3 生 活 保 護 費	12,113,132
	4 災 害 救 助 費	47,366
4 衛 生 費		249,855,823
	1 公 衆 衛 生 費	211,608,794
	2 環 境 衛 生 費	4,174,611
	3 保 健 所 費	4,050,635
	4 医 薬 費	12,475,849
	5 公 営 企 業 支 出 金	2,230,663
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	15,315,271
5 労 働 費		5,794,407
	1 労 政 費	2,158,643
	2 職 業 訓 練 費	3,481,015
	3 労 働 委 員 会 費	154,749
6 農 林 水 産 業 費		22,165,820
	1 農 業 費	7,407,757
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	376,820

款	項	金額
	3 畜産業費	1,420,399
	4 林業費	4,738,216
	5 農地費	8,222,628
7 商工費		40,515,456
	1 商工業費	40,086,215
	2 観光費	429,241
8 土木費		123,274,851
	1 土木管理費	10,635,415
	2 道路橋りょう費	54,528,881
	3 河川費	34,644,301
	4 都市計画費	23,013,627
	5 住宅費	452,627
9 警察費		149,588,339
	1 警察管理費	136,406,669
	2 警察活動費	13,181,670
10 教育費		491,781,175

	1 教 育 總 務 費	52,570,169
	2 小 学 校 費	140,201,403
	3 中 学 校 費	82,749,015
	4 高 等 学 校 費	98,377,039
	5 特 別 支 援 学 校 費	49,657,220
	6 大 学 費	2,595,935
	7 私 立 学 校 費	60,042,422
	8 社 会 教 育 費	4,316,482
	9 保 健 体 育 費	1,271,490
11 災 害 復 旧 費		3,983,050
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	30,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,953,050
12 公 債 費		282,192,356
	1 公 債 費	282,192,356
13 諸 支 出 金		337,311,070
	1 公 營 企 業 支 出 金	12,180,070
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	134,075,000

款	項	金 額
	3 所得割交付金	372,000
	4 利子割交付金	758,000
	5 配当割交付金	5,201,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	7,614,000
	7 法人事業税交付金	12,319,000
	8 地方消費税交付金	152,393,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,581,000
	10 自動車取得税交付金	1,000
	11 軽油引取税交付金	7,032,000
	12 環境性能割交付金	3,784,000
	13 利子割精算金	1,000
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出	合計	2,228,459,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	埼玉スタジアム2002公園大型 映像装置改修事業費	1,650,000	令和4年度	429,000
				令和5年度	660,000
				令和6年度	561,000
9 警察費	1 警察管理費	越谷警察署庁舎建設費	6,271,690	令和4年度	19,617
				令和5年度	828,737
				令和6年度	1,856,527
				令和7年度	3,566,809
		高齢者講習施設庁舎建設費	6,226,721	令和4年度	469,833
				令和5年度	5,756,888
		川越警察署設備改修費	357,772	令和4年度	166,783
				令和5年度	190,989
		運転免許センター施設改修費	1,217,354	令和4年度	718,662
				令和5年度	391,566
				令和6年度	107,126

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費（令和4年度着工分）	749,392	令和4年度	302,220
				令和5年度	447,172
		教育関係庁舎大規模改修費（令和4年度着工分）	1,380,287	令和4年度	811,924
				令和5年度	568,363

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和4年度発行分）	令和4年度から 令和14年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
財務会計システム構築事業	令和5年度から 令和6年度まで	1,443,027
県庁LANシステム構築及び運用事業	令和5年度から 令和10年度まで	2,154,415
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（令和4年度融資分）	令和5年度から 令和19年度まで	37,734
私立学校振興資金融資損失補償（令和4年度融資分）	令和4年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
県有施設エコオフィス化改修事業	令和 5 年 度	347,085
生活科学センター設備改修事業	令和 5 年 度	36,000
屋内 50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備事業	令和 5 年 度	22,011
防災ヘリコプター整備事業	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	2,838,550
環境創造資金利子補給（令和 4 年度融資分）	令和 5 年度から 令和 14 年度まで	59,125
多子世帯応援クーポン事業（令和 4 年度発行分）	令和 5 年 度	217,150

産業技術総合センター設備改修事業	令和5年度	248,000
無担保無保証人資金損失補償（平成12年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から 令和12年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成19年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から 令和12年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額
小規模事業資金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度から 令和22年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
<p>起業家育成資金損失補償（平成19年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から 令和12年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（令和4年度保証分）</p>	<p>令和4年度から 令和22年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は10分の1、創業</p>

		<p>関連保証（産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成17年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から令和12年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成22年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から令和12年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（金融円滑化関連（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>経営安定資金損失補償（令和4年度保証分）</p>	<p>令和4年度から 令和22年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額</p>

<p>経営支援特別融資損失補償（平成17年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から 令和12年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成19年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>令和4年度から 令和12年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後にあつては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した</p>

事 項	期 間	限 度 額
		<p>額) を控除した額の 24 分の 19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は 32 分の 25、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 6 号までの規定に係る貸付にあつては 10 分の 1、第 7 号及び第 8 号の規定に係る貸付にあつては 32 分の 25 に相当する額</p>
<p>企業パワーアップ資金損失補償（令和 4 年度保証分）</p>	<p>令和 4 年度から 令和 22 年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第 5 条、第 13 条又は第 16 条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は 24 分の 19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は 32 分の 25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号の規定に係る貸付にあつて</p>

		は10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成17年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から令和12年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成22年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から令和12年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度から 令和22年度まで	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額</p>

要件緩和型経営安定資金損失補償（平成22年度保証分・令和4年度損失補償対象期間延長分）	令和4年度から令和12年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度から令和22年度まで	同 上
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（令和4年度融資分）	令和5年度から令和19年度まで	3,864,500
勤労者支援資金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度から令和10年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額

事 項	期 間	限 度 額
離職者等委託訓練事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和7年度まで	790,049
農地利用集積事業資金損失補償（令和4年度融資分）	令和4年度から 令和15年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（令和4年度融資分）	令和5年度から 令和25年度まで	88,065
農業災害復旧経営資金利子補助（令和4年度融資分）	令和5年度から 令和11年度まで	877
農業災害復旧経営資金損失補償（令和4年度融資分）	令和4年度から 令和11年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

農地防災事業	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	455,000
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和 4 年度取得分）	令和 5 年度から 令和 14 年度まで	1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和 4 年度借入分）	令和 4 年度以降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額
令和 4 年度有料道路整備貸付金債務保証（令和 4 年度融資分）	令和 4 年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額
有料道路整備貸付金債務保証（令和 4 年度融資分）	令和 4 年度以降	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後 3 月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額

事 項	期 間	限 度 額
道路安全施設	令和5年度	40,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	令和5年度	580,000
橋りょう修繕	令和5年度	2,488,000
橋りょう架換	令和5年度	400,000
排水機場等維持修繕	令和5年度	36,000
社会資本整備総合交付金（河川）事業	令和5年度	1,776,132

河川施設震災対策	令和5年度	45,000
街路改良事業	令和5年度	200,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（令和4年度建設分）	令和5年度から 令和28年度まで	2,326,318
ヘリコプター整備事業	令和5年度	418,800
学力・学習状況調査実施事業（令和4年度契約分）	令和5年度	161,618

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	42,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県有施設整備事業	8,247,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	90,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	46,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	103,000	同上	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	133,000	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	36,000	同上	同上	同上

福祉事務所等低公害車整備事業	16,000	同	上	同	上	同	上
心身障害児(者)援護施設等整備事業	951,000	同	上	同	上	同	上
老人福祉施設整備事業	2,663,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	626,000	同	上	同	上	同	上
児童相談所整備事業	1,554,000	同	上	同	上	同	上
保健所等低公害車整備事業	6,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	51,000	同	上	同	上	同	上
災害拠点精神科病院整備事業	151,000	同	上	同	上	同	上
衛生研究所施設整備事業	36,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
食肉衛生検査センター施設整備事業	67,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
高等技術専門校施設整備事業	13,000	同	同上	同上
農林振興センター等低公害車整備事業	2,000	同	同上	同上
農林振興センター施設整備事業	72,000	同	同上	同上
農業技術研究センター施設整備事業	43,000	同	同上	同上
水産研究所施設整備事業	5,000	同	同上	同上
茶業研究所施設整備事業	10,000	同	同上	同上

秩父高原牧場基盤整備事業	141,000	同	上	同	上	同	上
家畜保健衛生所施設整備事業	27,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	76,000	同	上	同	上	同	上
県民の森整備事業	16,000	同	上	同	上	同	上
県単独林道事業	255,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	313,000	同	上	同	上	同	上
県単独治山事業	376,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	115,000	同	上	同	上	同	上
農業基盤整備事業	1,202,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独農業基盤整備事業	600,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
直轄事業（土地改良）負担金	355,000	同	同上	同上
産業文化センター施設整備事業	3,126,000	同	同上	同上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	381,000	同	同上	同上
S A I TAMAロボティクスセンター（仮称）整備事業	2,448,000	同	同上	同上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	10,000	同	同上	同上
産業技術総合センター施設整備事業	263,000	同	同上	同上

建築安全センター等低公害車整備事業	5,000	同	上	同	上	同	上
道路公社出資金	130,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	26,991,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,347,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	366,000	同	上	同	上	同	上
直轄事業負担金	11,183,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	1,663,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	14,498,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業	150,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	3,898,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
砂防事業	444,000	同上	同上	同上
都市環境整備事業	216,000	同上	同上	同上
街路事業	2,048,000	同上	同上	同上
県単独街路事業	2,945,000	同上	同上	同上
県単独公園事業	3,998,000	同上	同上	同上
公園事業	1,341,000	同上	同上	同上

警察署等低公害車整備事業	140,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	3,028,000	同	上	同	上	同	上
ヘリコプター設備整備事業	61,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	3,701,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	11,229,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	5,147,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設等整備事業	1,540,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	453,000	同	上	同	上	同	上
史跡整備事業	4,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林施設災害復旧事業	20,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
土木施設災害復旧事業	789,000	同上	同上	同上
都市施設災害復旧事業	1,455,000	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資金	2,671,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	70,000,000	同上	同上	同上

令和4年度埼玉県公債費特別会計予算

令和4年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ510,447,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		325,949,045
	1 一 般 会 計 繰 入 金	192,167,461
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,581,584
	3 基 金 繰 入 金	132,200,000

款	項	金 額
2 県 債		184,498,000
	1 県 債	184,498,000
歳 入	合 計	510,447,045

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		510,447,045
	1 公 債 費	510,447,045
歳 出	合 計	510,447,045

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成24年度及び平成29年度 発行県債償還金	183,400,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成24年度発行県債償還金	298,000	普通貸借又は証券発行	同上	同上
流域下水道事業会計 平成24年度発行県債償還金	800,000	同上	同上	同上

令和4年度埼玉県証紙特別会計予算

令和4年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,924,470千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		16,924,469
	1 証 紙 収 入	16,924,469
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	16,924,470

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		16,916,470
	1 一 般 会 計 繰 出 金	16,916,470
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出 合 計		16,924,470

令和4年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和4年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,655,926千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		13,794
	1 財 産 運 用 収 入	13,794
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,142,131

	1 貸付金元利収入	6,142,131
歳入	合計	13,655,926

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費		13,655,926
	1 市町村振興事業費	13,655,926
歳出	合計	13,655,926

令和4年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和4年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ659,436千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		325,493
	1 国 庫 負 担 金	325,493
2 財 産 収 入		8,447
	1 財 産 運 用 収 入	8,447
3 繰 入 金		325,494
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1
	2 基 金 繰 入 金	325,493

4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		659,436

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		659,436
	1 救助費	650,987
	2 基金積立金	8,449
歳出合計		659,436

令和4年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ972,974千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		149,440
	1 繰 入 金	149,440
2 繰 越 金		1,228
	1 繰 越 金	1,228

3 諸 収 入		575,168
	1 貸 付 金 元 利 収 入	570,224
	2 預 金 利 子	27
	3 雑 入	4,917
4 県 債		247,138
	1 県 債	247,138
歳 入 合 計		972,974

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		972,974
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	972,974
歳 出 合 計		972,974

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	247,138	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和4年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和4年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,996,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		16,569,012
	1 負 担 金	16,569,012
2 諸 収 入		446,079
	1 貸 付 金 元 利 収 入	446,079

款	項	金 額
3 県 債		13,981,000
	1 県 債	13,981,000
歳 入	合 計	30,996,091

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病院機構貸付金事業費		13,981,000
	1 病院機構貸付金事業費	13,981,000
2 公 債 費		17,015,091
	1 公 債 費	17,015,091
歳 出	合 計	30,996,091

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付金事業	13,981,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,939,208千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		191,536,634
	1 負 担 金	191,536,634
2 国 庫 支 出 金		174,968,758
	1 国 庫 負 担 金	132,854,919
	2 国 庫 補 助 金	42,113,839
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		29
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	29

4 前期高齢者交付金		185,181,823
	1 前期高齢者交付金	185,181,823
5 共同事業交付金		1,517,636
	1 共同事業交付金	1,517,636
6 財産収入		6,753
	1 財産運用収入	6,753
7 繰入金		38,946,259
	1 一般会計繰入金	38,646,259
	2 基金繰入金	300,000
8 繰越金		7,799,621
	1 繰越金	7,799,621
9 諸収入		1,981,695
	1 雑収入	1,981,695
歳入合計		601,939,208

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		601,939,208
	1 国民健康保険事業費	601,939,208
歳 出	合 計	601,939,208

令和4年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和4年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,339千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,052
	1 繰 入 金	2,052
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		23,287
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	23,276
歳 入	合 計	127,339

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		125,339
	1 資 金 貸 付 費	125,339
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	127,339

令和4年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和4年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,651千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		22,985
	1 繰越金	1
	2 諸収入	22,984
2 就農支援資金業務勘定収入		270
	1 繰入金	250
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		2,156
	1 繰 越 金	2,155
	2 諸 収 入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		240
	1 繰 入 金	179
	2 繰 越 金	58
	3 諸 収 入	3
歳 入	合 計	25,651

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		22,985
	1 就農支援資金貸付費	22,985
2 就農支援資金業務勘定		270
	1 管理指導事務費	260
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		2,156
	1 農業改良資金貸付費	2,156
4 農業改良資金業務勘定		240
	1 管理指導事務費	180
	2 予備費	60
歳 出 合 計		25,651

令和4年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和4年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,725千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	13,330
	3 諸収入	6,650
2 業務勘定収入		725
	1 繰越金	665
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,725

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		725
	1 管 理 指 導 事 務 費	705
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,725

令和4年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和4年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,100千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		489
	1 財 産 運 用 収 入	489
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		35,609

	1 貸付金元利収入	35,608
	2 雑入	1
歳入	合計	36,100

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 本多静六博士育英事業費		35,100
	1 本多静六博士育英事業費	35,100
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	36,100

令和4年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和4年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,045,950千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		45,700
	1 財 産 運 用 収 入	45,700
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳入	合計	1,045,950

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地事業費		1,045,950
	1 用地事業費	1,045,950
歳出	合計	1,045,950

令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和4年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,351,327千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,749,497
	1 住 宅 使 用 料	7,749,497

2 国 庫 支 出 金		1,753,510
	1 国 庫 補 助 金	1,753,510
3 財 産 収 入		42,578
	1 財 産 運 用 収 入	42,578
4 繰 入 金		518,927
	1 繰 入 金	518,927
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		15,814
	1 敷 金 運 用 収 入	360
	2 雑 入	15,454
7 県 債		2,271,000
	1 県 債	2,271,000
歳 入 合 計		12,351,327

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		10,285,287
	1 住 宅 管 理 費	7,104,600
	2 住 宅 建 設 費	3,180,687
2 繰 出 金		817,057
	1 繰 出 金	817,057
3 公 債 費		1,238,983
	1 公 債 費	1,238,983
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,351,327

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和4年度公営住宅建設費	4,786,856	令和4年度	424,360
				令和5年度	623,344
				令和6年度	776,749
				令和7年度	1,483,512
				令和8年度	1,478,891

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,271,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和4年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ704,980千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,854
	1 財 産 運 用 収 入	10,854
2 繰 入 金		670,666
	1 繰 入 金	670,666

款	項	金 額
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		23,459
	1 貸付金元利収入	23,129
	2 預金利子	1
	3 雑収入	329
歳入合計		704,980

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金事業費		704,980
	1 高等学校等奨学金事業費	704,980
歳出合計		704,980

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（令和4年度保証分）	令和4年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和4年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和4年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,652,179千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		37,311
	1 入 場 料 収 入	37,310
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		41,312,741
	1 投 票 券 発 売 収 入	41,250,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	62,741
3 財 産 収 入		228,798

	1 財 産 運 用 収 入	228,797
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		1,073,327
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1,073,325
	3 雑 入	1
歳 入	合 計	42,652,179

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		216,578
	1 公 営 競 技 総 務 費	216,578
2 公 営 競 技 事 業 費		41,919,618
	1 公 営 競 技 事 業 費	41,919,618
3 繰 出 金		509,983
	1 繰 出 金	509,983
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		42,652,179

令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 病 床 数 1 2 0 床
- 2 患 者 数

区 分	入 院	外 来
(1) 年間延患者数	26,874 人	18,997 人
(2) 1日平均患者数	74	78

3 主なる建設改良事業 84,112 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	3,937,368 千円
第1項 医業収益	1,788,505 千円
第2項 医業外収益	2,148,863 千円

支 出

第1款	病院事業費用	3,952,190 千円
第1項	医業費用	3,894,018 千円
第2項	医業外費用	53,172 千円
第3項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,939千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,504千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,435千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	441,044 千円
第1項	企業債	83,000 千円
第2項	他会計負担金	358,044 千円

支 出

第1款	資本的支出	449,983 千円
第1項	建設改良費	84,112 千円
第2項	企業債償還金	365,871 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合リハビリテーションセンター医療情報システム更新	令和5年度	274,776

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 83,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

2,098,899千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、386,684千円と定める。

令和4年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	148社
(2) 年間総給水量	66,743,170m ³
(3) 一日平均給水量	182,858m ³
(4) 主なる建設改良事業	937,795千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,852,342千円
第1項 営業収益		1,723,725千円
第2項 営業外収益		128,616千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

第1款	事 業 費	1,857,546 千円
第1項	営 業 費 用	1,834,324 千円
第2項	営 業 外 費 用	19,221 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額873,533千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,296千円、建設改良積立金360,000千円、減債積立金78,733千円及び過年度分損益勘定留保資金370,504千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	173,458 千円
第1項	建 設 補 助 金	43,000 千円
第2項	長 期 貸 付 金 償 還 金	130,000 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	456 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,046,991 千円
第1項 建設改良費	968,258 千円
第2項 企業債償還金	78,733 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設委託	令和5年度	41,325
工業用水道用薬品購入	令和5年度	5,973
業務設備整備 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和6年度まで	448,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	250,296 千円
(2) 交 際 費	41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,680千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、9,970千円と定める。

令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 団 体 数	55 団体
(2) 年 間 総 給 水 量	639,189,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,751,203 m ³
(4) 主 なる 建 設 改 良 事 業	13,898,245 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事 業 収 益		48,819,961千円
第1項 営 業 収 益		44,116,147千円
第2項 営 業 外 収 益		4,703,813千円
第3項 特 別 利 益		1千円
	支	出
第1款 事 業 費		48,388,591千円
第1項 営 業 費 用		44,610,673千円
第2項 営 業 外 費 用		3,737,917千円

第3項 特別損失 1千円

第4項 予備費 40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,729,154千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,101,546千円及び過年度分損益勘定留保資金16,627,608千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 9,040,158千円

第1項 建設補助金 1,410,862千円

第2項 企業債 4,025,000千円

第3項 他会計出資金 3,493,583千円

第4項 他会計補助金 108,571千円

第5項 固定資産売却代金 1千円

第6項 雑収入 2,141千円

支 出

第1款 資本的支出 26,769,312千円

第1項 建設改良費 14,744,414千円

第2項 企業債償還金 9,387,149千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 130,000千円

第4項 機構負担年賦金 2,467,749千円

第5項 予 備 費

40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	大久保浄水場高度浄水 処理施設整備事業	61,229,560	令和4年度	1,689,060
				令和5年度	10,711,780
				令和6年度	6,026,210
				令和7年度	13,888,710
				令和8年度	12,821,960
				令和9年度	11,502,990
				令和10年度	4,588,850

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
水道施設委託	令和5年度	673,146

事 項	期 間	限 度 額
水 道 施 設 修 繕	令 和 5 年 度	97,911
水 道 用 薬 品 購 入	令 和 5 年 度	1,006,156
業 務 設 備 整 備 (令 和 4 年 度 契 約 分)	令 和 5 年 度 から 令 和 7 年 度 まで	3,347,000
吉 見 浄 水 場 拡 張 関 連 整 備 (Ⅲ 期)	令 和 5 年 度 から 令 和 6 年 度 まで	441,000
吉 見 浄 水 場 高 度 浄 水 処 理 施 設 整 備	令 和 5 年 度 から 令 和 6 年 度 まで	257,100

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 4,025,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,257,363 千円
(2) 交 際 費	536 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、430,550千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,418千円と定める。

令和4年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅 地 売 却 面 積 274,736 m²

(2) 主なる建設改良事業 3,904,470 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事 業 収 益 12,625,971 千円

第1項 営 業 収 益 12,590,279 千円

第2項 営 業 外 収 益 35,691 千円

第3項 特 別 利 益 1 千円

支 出

第1款 事 業 費 12,266,732 千円

第1項 営 業 費 用 12,212,788 千円

第2項 営 業 外 費 用 33,943 千円

第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,816,380千円は、過年度分損益勘定留保資金2,816,380千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,572,415千円
第1項	長期貸付金償還金		1,540,901千円
第2項	他会計補助金		1,500千円
第3項	固定資産売却代金		1千円
第4項	雑収入		30,013千円
		支	出
第1款	資本的支出		4,388,795千円
第1項	建設改良費		4,188,795千円
第2項	予備費		200,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	久喜高柳地区産業団地整備事業	7,414,655	令和4年度	2,195,511
				令和5年度	2,116,439
				令和6年度	2,345,858
				令和7年度	756,847

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 530,628 千円

(2) 交際費 298 千円

(他会計からの補助金)

第8条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,312千円である。

令和4年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	681,317,030 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,866,622 m ³
(4) 主なる建設改良事業	20,744,702 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			52,689,903 千円
第1項	営業収益			32,420,383 千円
第2項	営業外収益			20,269,519 千円
第3項	特別利益			1 千円

支 出

第1款	事 業 費	53,564,958 千円
第1項	営 業 費 用	52,632,130 千円
第2項	営 業 外 費 用	871,827 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,808,893千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,558千円、減債積立金410,349千円、過年度分損益勘定留保資金2,170,302千円及び当年度分損益勘定留保資金3,137,684千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	26,040,809 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,685,522 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,574,326 千円
第3項	企 業 債	6,598,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	22,257 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	160,650 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	53 千円

支 出

第1款 資本的支出	31,849,702 千円
第1項 建設改良費	26,088,654 千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	5,761,048 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和7年度まで	10,678,000
荒川左岸北部流域下水道事業 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和6年度まで	3,172,468
荒川右岸流域下水道事業 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和6年度まで	483,539
中川流域下水道事業 (令和4年度契約分)	令和5年度から 令和6年度まで	898,019

事 項	期 間	限 度 額
古利根川流域下水道事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和6年度まで	853,004
荒川上流流域下水道事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和6年度まで	108,179
市野川流域下水道事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和6年度まで	298,517
利根川右岸流域下水道事業（令和4年度契約分）	令和5年度から 令和6年度まで	185,517

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 6,598,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,347,600 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,547,162千円である。